

改正薬事法

6月から薬事法が新しくなりました。この法律は何度も改正されてきましたが、今回ほど一般の方を巻き込んだ改正は初めてです。

今までは、薬剤師等が国民に正しく薬を供給する方法をこと細かく書かれ国の目線で書かれていましたが、今回は消費がいかに安全を確保しながら薬を手にするかに目線がおかれました。

その中で、素人判断では危険が予測される薬は薬剤師や登録販売者が説明をしてお渡しすることになり、その中で特にリスクが大きい薬は薬剤師の説明を受けないと買うことができなくなりました。

また特に効果より安全を目指した薬品は素人がTVCM等の情報だけで選んでも問題ない薬も分類され、販売するところでは、分類を誰にでも分かるように並べて販売しなければなりません。

どの場合でも、薬剤師や登録販売者によく相談して薬を使うことは当然で、そのことをはっきり誰にでも分かりやすくしたのが今回の改正です。